

学校法人金沢医科大学における大学発ベンチャーの認定に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人金沢医科大学（以下「本学」という。）における大学発ベンチャーの円滑かつ適正な支援を図り、本学の研究成果の社会実装を促進するため、大学発ベンチャーの認定に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「大学発ベンチャー」とは、本学における教育又は研究に基づく新たな技術又は手法等を基に設立され、本学に帰属する知的財産権（学校法人金沢医科大学職務発明規程」第2条第1項第3号に規定する知的財産権をいう。）の実施許諾又は譲渡を受けた法人その他団体のうち、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 本学の教職員、学生等が設立者となり又はその設立に深く関与したもの。ただし教職員、学生等が退職、卒業等の後に設立されたものについては、退職、卒業等から設立までの期間が3年以内のものに限る。

(2) 前号に定める他、本学と密接な関係を有するものとして、特に学長が認めるもの。

(認定申請)

第3条 大学発ベンチャーの認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、所定の様式を、第4条に定める学校法人金沢医科大学発ベンチャー認定委員会（以下「認定委員会」という。）を経て、理事長に提出するものとする。

2 前項の申請は、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければ

ならない。

- (1) 前条の大学発ベンチャーの定義に該当するものであること。
- (2) 申請を行おうとする法人その他団体の事業内容等が、公序良俗に反しないこと。
- (3) 申請を行おうとする法人その他団体が、本学の事業に支障を生じさせ又は本学の社会的信用を損なうおそれのないこと。
- (4) 申請者について、「学校法人金沢医科大学職員兼業規程」及び「学校法人金沢医科大学利益相反マネジメント規程」、その他本学における関係規則等に定める所要の手續、許可等が適正になされていること。

(認定委員会)

第4条 本学は、大学発ベンチャーの認定について審議するため、認定委員会を置く。

2 認定委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(認定)

第5条 理事長は、第3条の申請があったときは、前条の認定委員会の審議を経て、認定の可否及び支援方針を決定するものとする。

2 理事長は、前項により大学発ベンチャーの認定の可否を決定したときは、申請者に対し、書面によりその結果を通知するものとする。

3 本学と第1項により認定した大学発ベンチャー（以下「認定大学発ベンチャー」という。）は、前項で通知した内容にかかる契約をすみやかに締結するものとする。ただし、具体的な支援内容については別途契約を締結するものとする。

(称号の授与)

第6条 理事長は、認定大学発ベンチャーに対し、「金沢医科大学発ベンチャー」の称号を授与するものとする。

2 前項の称号は、前条第2項の通知から5年間使用することができる。ただし、再申請により、2年間の延長を認める場合がある。

3 前項の延長は一度に限るものとし、当該延長期間の満了後、再度の申請は認めない。

(本学の法的責任)

第7条 本規程で定める大学発ベンチャーの認定及び称号の授与は、大学発ベンチャーの従業者に関する使用者責任、大学発ベンチャーの製品等に係る製造物責任の他、本学に何らの法定責任を生じさせるものではない。

(事業報告書等の提出)

第8条 認定大学発ベンチャーの代表者（以下「代表者」という。）は、年度毎に適宜の様式により、自社で定めた決算日から3カ月以内に、事業報告書及び収支決算書（以下「事業報告書等」という。）を理事長に提出しなければならない。

2 認定大学発ベンチャーが次の各号に掲げる事由に該当したときは、代表者又は清算人は、速やかにその旨を理事長に報告しなければならない。

(1) 会社法（平成17年法律第86号）に定める解散

(2) 破産法（平成16年法律第75号）に定める破産手続開始の決定

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に定める再生手続開始の決定

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に定める更生手続開始の決定

(認定の解除及び称号の返付)

第9条 代表者は、所定の様式により、大学発ベンチャーの認定の解除及び称号の返付を申し出ることができる。

2 理事長は、前項の申出を受けたときは、これを認めるものとする。

(認定及び称号の授与の取消し)

第10条 理事長は、認定大学発ベンチャーが、次の各号のいずれかに該当するときは、認定委員会の議を経て、大学発ベンチャーの認定及び称号の授与を取り消すことができる。

(1) 第8条第1項に定める事業報告書等を提出しないとき又は同条第2項の報告があったとき。

(2) 大学発ベンチャーの役員交代、組織再編等により、大学発ベンチャーの認定の基礎となった事項に著しい変更が生じたとき。

(3) 本学と締結した契約に違反し又は重大な背信的行為があったとき。

(4) 前号までに定めるものの他、本学の事業に支障を生じさせ、又は社会的信用を損なうおそれがある等、「金沢医科大学発ベンチャー」の称号を保持させることが適当でないとき。

2 理事長は、前項に基づき認定を取り消したときは、書面により代表者に通知するものとする。

3 本条第1項により認定及び称号の授与の取消しを受けた者は、当該取消しを受けた日以降、大学発ベンチャーの称号の表示をしてはならない。

(認定大学発ベンチャーへの支援)

第11条 本学は、認定大学発ベンチャーに対し、本学の管理運営及び教育研究に支障のない範囲において、次の各号に掲げる支援を行うことができる。ただし、第5条第3項に従い本学と認定大学発ベンチャーとの間で契約を締結したものに限る。

- (1) 大学発ベンチャーの事務所又は研究所として本学内の施設等を貸与すること。
 - (2) 本学の所有する研究設備等の利用を許可すること。
 - (3) 大学発ベンチャーの起業や起業後の経営等に関する助言を行うこと。
 - (4) 本学が主催又は参加するイベント、本学の広報誌又はホームページ等において大学発ベンチャーに関する広報を行うこと。
 - (5) 本学に帰属する知的財産権その他研究成果に係る実施の許諾又は利用の許諾を行うこと。
 - (6) 前号までに定めるものの他、理事長が必要と認めること。
- 2 前項の各号に規定する支援を行うときは、本学における関係規則等によるものとし、関連事務担当課及び関連委員会へ適宜報告するものとする。

(事務)

第12条 大学発ベンチャーの認定に関する事務は、関係各部局の協力を得て、研究推進課においてこれを行う。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、大学発ベンチャーの認定及び支援に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、認定委員会及び大学運営会議の審議を経て理事長がこれを行う。

附 則

- 1 この規程は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 この規程施行の時に、金沢医科大学ホームページに大学発ベ

ンチャーとして掲載されている企業も、第3条による申請を行うものとする。

附 則

この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。